

第5期栗東市障がい福祉計画

(第1期栗東市障がい児福祉計画含む)

平成30年3月

栗東市

～ はじめに ～

平成 26 年 4 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の完全施行、平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に続き、同年 6 月には、総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」



に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者の障がい福祉サービスと介護保険サービスとの円滑な利用のための支援、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の充実のほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等をすすめるなど、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

こうした障がい者制度改革の流れを受けて、第 4 期栗東市障がい福祉計画における現状把握や地域課題を踏まえ、障がいのある人のニーズを勘案し、障がい福祉サービスの目標値と必要なサービス見込量を確保するための方策として、平成 30 年度から平成 32 年度までの「第 5 期栗東市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画は「第 2 期栗東市障がい者基本計画」と共通の理念のもと、「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」を目標として、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざします。そのために「障がいのある人の自立を実現する」「障がいのある人が生きがいを実感できる」「ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する」の基本方針を具現化できるよう、障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくりに取り組み、安心して暮らしていける社会の実現をめざしてまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました第 5 期栗東市障がい福祉計画策定委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました関係者・関係団体の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

栗東市長 野村 昌弘

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念、基本方針	4
4	計画の期間	6

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1	障がいのある人の推移	
(1)	人口の推移	7
(2)	障がいのある人の推移	8
2	障がいのある人の社会参加の状況	
(1)	教育環境	12
(2)	就業状況	18
3	障がいのある人の生活支援の状況	
(1)	公的サービスの現状	20
(2)	人的資源の現状	24
4	第4期計画の障がい福祉サービスの実績	
(1)	訪問系サービス	26
(2)	日中活動系サービス	26
(3)	居住系サービス	28
(4)	相談支援	28
(5)	地域生活支援事業	29
(6)	障がい児支援サービス	33
5	障がい福祉に関する障がい者・児の状況・意向およびニーズ	
(1)	障がい者・児の状況および意向	34
(2)	障がい福祉サービス等についての障がい者・児のニーズ	44

第3章 平成32年度に向けた成果目標・活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行	47
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	48
(3) 地域生活支援拠点等の整備	49
(4) 障がい福祉施設利用から一般就労への移行	50
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（障がい児福祉計画）	51

第4章 平成32年度の障がい福祉サービス等の見込み量

1 障がい福祉サービスの見込み量	
(1) 訪問系サービス	52
(2) 日中活動系サービス	53
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援	57
2 地域生活支援事業の見込み量	
(1) 相談支援事業	58
(2) 意思疎通支援事業	59
(3) 日常生活用具給付事業	59
(4) 手話奉仕員養成・研修事業	60
(5) 移動支援事業	60
(6) 地域活動支援センター機能強化事業	61
(7) 理解促進研修・啓発事業	61
(8) 自発的活動支援事業	61
(9) その他のサービス	62
3 障がい児支援サービスの見込み量（障がい児福祉計画）	
(1) 障がい児通所支援サービス	63
(2) 障がい児相談支援	65

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	66
-----------	----

参考資料

第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	67
第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	69
策定経過	70
用語解説	71

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

近年、国においては、障がい者制度の集中的な改革を推進してきており、平成 23 年 8 月には、「障害者基本法[※]」の改正により、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、平成 24 年 10 月には「障害者虐待防止法[※]」、平成 26 年 4 月には、障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法[※]」が完全施行されました。

そして、平成 28 年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体などと民間事業者における差別を解消するための措置等について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法[※]）」が施行されました。さらに、同年 6 月には、障害者総合支援法[※]が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援を充実することや、児童福祉法の改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実、高齢の障がい者の障がい福祉サービス[※]と介護保険サービスとの円滑なサービス利用のための支援等サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が進められるなど、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

一方、本市では、平成 26 年度に「第 2 期栗東市障がい者基本計画」を策定し、「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」の基本理念のもと、障がい福祉施策の取り組みを進めています。

上記のような障がい者制度改革の流れに合わせつつ、本市におけるこれまでの取り組みや地域性を踏まえ、「第 2 期栗東市障がい者基本計画」に掲げた基本理念の実現に向け、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法[※]第 88 条に基づく、障がい福祉サービス[※]、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

一方、障害者総合支援法[※]に基づく障がい児の障がい福祉サービス[※]についても、これまでは障がい福祉計画の中で位置づけられていましたが、平成 30 年 4 月より、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、障害児通所支援および障害児相談支援について、サービスの提供体制を計画的に確保するため、「障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

「障がい者基本計画」の範囲が、障がい者施策全般に及ぶものであるのに対し、「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス[※]、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標を定める計画であり、「障がい児福祉計画」は、障害児通所支援および障害児相談支援についてのサービスの提供体制の確保についての目標を定める計画となっています。

○障がい福祉計画の策定根拠法令

障害者総合支援法[※]第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障がい児福祉計画の策定根拠法令

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

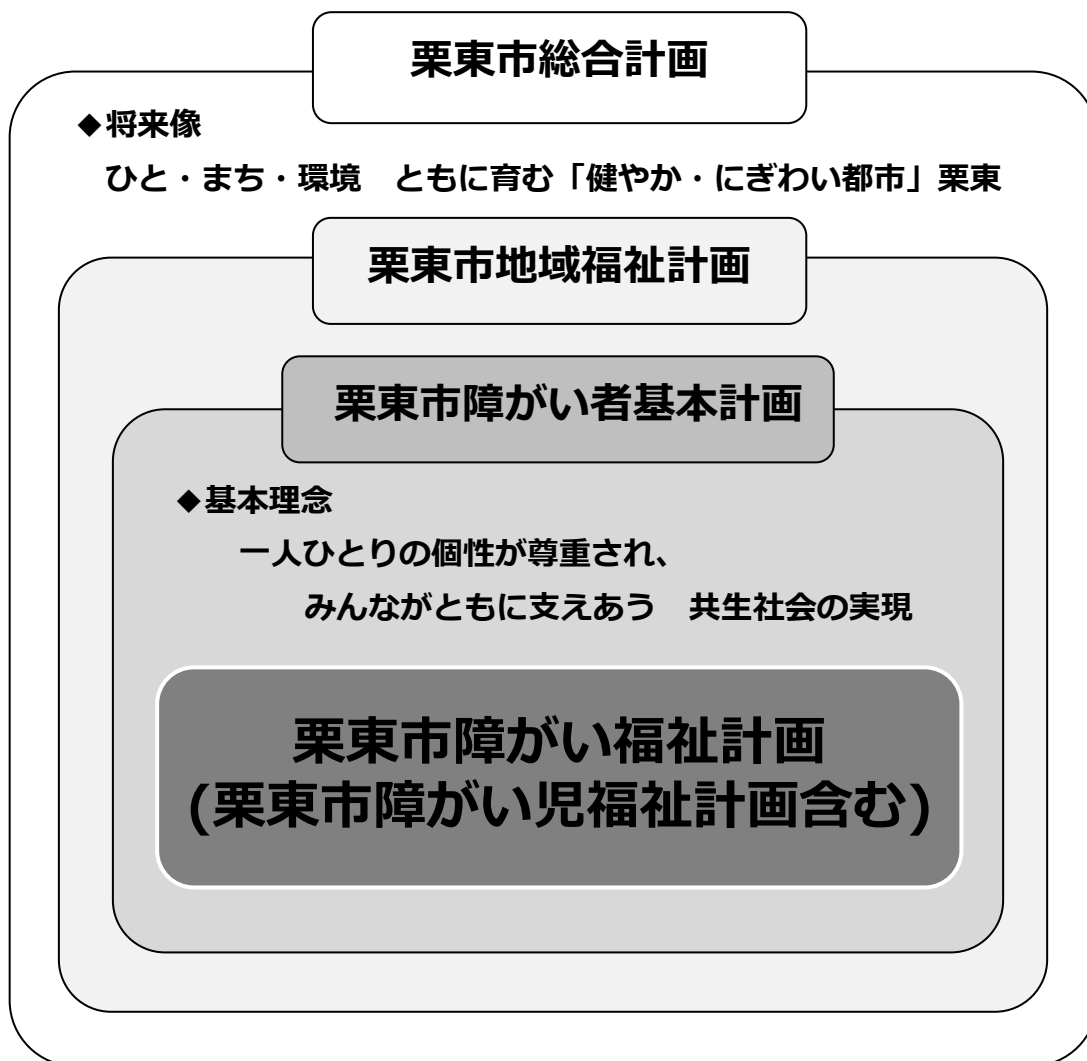
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

○障がい者基本計画の策定根拠法令

障害者基本法[※]第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■本市計画との関連性



3. 計画の基本理念、基本方針

「第5期栗東市障がい福祉計画」の基本理念および基本方針は、「第2期栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

【第2期栗東市障がい者基本計画 基本理念】

障害者基本法[※]においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法[※]において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなるときにおいても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係のなかで日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

**『一人ひとりの個性が尊重され
みんながともに支えあう 共生社会の実現』**

【第2期栗東市障がい者基本計画 基本方針】

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

- 障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会のなかで主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

- 障がいのある人一人ひとりが、地域社会のなかでいきいきとした毎日を送ることができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

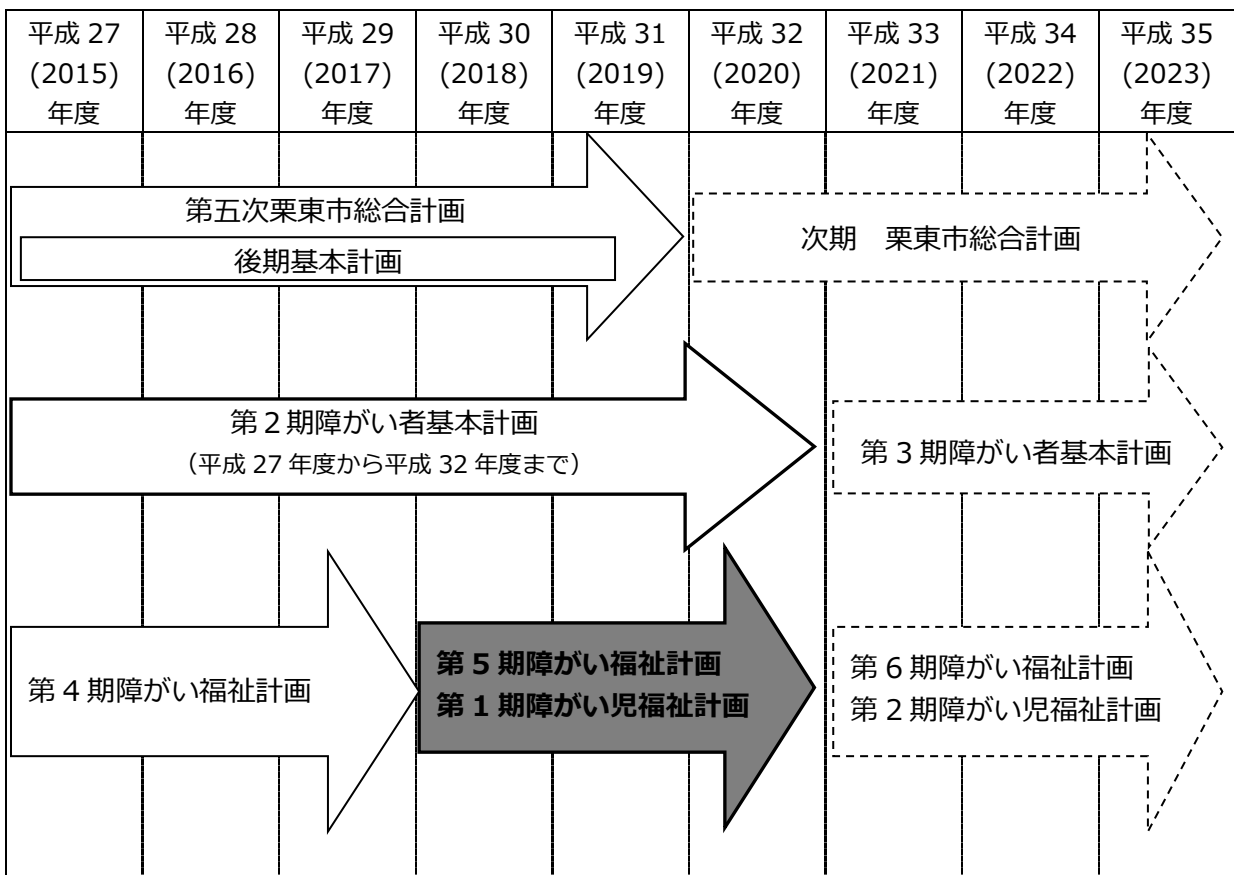
- 障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携のなかで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

4. 計画の期間

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第5期栗東市障がい福祉計画（第1期栗東市障がい児福祉計画含む）は、平成30年度から平成32年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1. 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成29年9月30日現在68,701人となっており、第4期計画策定時の平成26年9月時点の66,993人より、1,708人、2.6%の増加となっています。年齢別で見ると、65歳以上の割合は、平成26年9月時点の17.0%から、平成29年9月末で18.4%となっています。

■年齢別人口の推移

(単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
14歳未満	12,386	12,300	12,136	12,059
15～64歳	43,231	43,234	43,614	43,979
65歳以上	11,672	12,097	12,509	12,663
計	67,289	67,631	68,259	68,701

※各年度3月31日現在、平成29年度は、9月30日現在

資料：住民基本台帳

(2) 障がいのある人の推移

① 身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 29 年 9 月 30 日現在 1,950 人となっており、微増の傾向にあります。年齢別で見ると、65 歳以上の増加が大きくなっています。障がい等級別で見ると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 44.1%となっています。

■ 年齢別身体障害者手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
18 歳未満	72	72	78	77
18～64 歳	583	560	550	538
65 歳以上	1,292	1,289	1,313	1,335
計	1,947	1,921	1,941	1,950

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

■ 障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	589	577	595	586
2 級	278	281	277	274
3 級	306	298	296	299
4 級	477	460	456	465
5 級	158	161	169	173
6 級	139	144	148	153
計	1,947	1,921	1,941	1,950

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 29 年 9 月 30 日現在で 538 人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、18～64 歳の増加が大きくなっています。判定別で見ると、重度障がいの人（A 判定）が 34.0%となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
18 歳未満	162	167	175	172
18～64 歳	282	297	314	338
65 歳以上	21	25	27	28
計	465	489	516	538

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A 判定	168	177	181	183
B 判定	297	312	335	355
計	465	489	516	538

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 29 年 9 月 30 日現在で 422 人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、18～64 歳の増加が大きくなっています。障がい等級別で見ると、中度障がいのある人（2 級）が 57.1%となっています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
18 歳未満	3	5	7	5
18～64 歳	261	298	330	352
65 歳以上	51	55	62	65
計	315	358	399	422

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	31	30	32	33
2 級	190	211	227	241
3 級	94	117	140	148
計	315	358	399	422

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

④難病※患者

難病※患者数は、平成 26 年度末時点の 358 人に対し、平成 29 年 9 月末時点では、461 人と 103 人、28.8%増加しています。潰瘍性大腸炎が 96 人と多く、次いで、パーキンソン病関連疾患が 56 人となっています。

■特定疾患患者数

(単位：人)

病 名	患者数
重症筋無力症	10
全身性エリテマトーデス	35
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	17
特発性血小板減少性紫斑病	12
潰瘍性大腸炎	96
クローン病	19
パーキンソン病関連疾患	56
後縦靭帯骨化症	17
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	15
網膜色素変性症	12
上記以外の疾患	172
計	461

※平成 29 年 9 月 30 日現在

資料：草津保健所

2. 障がいのある人の社会参加の状況

(1) 教育環境

1. 18歳以下の人口推移

■年齢別人口の推移

(単位：人)

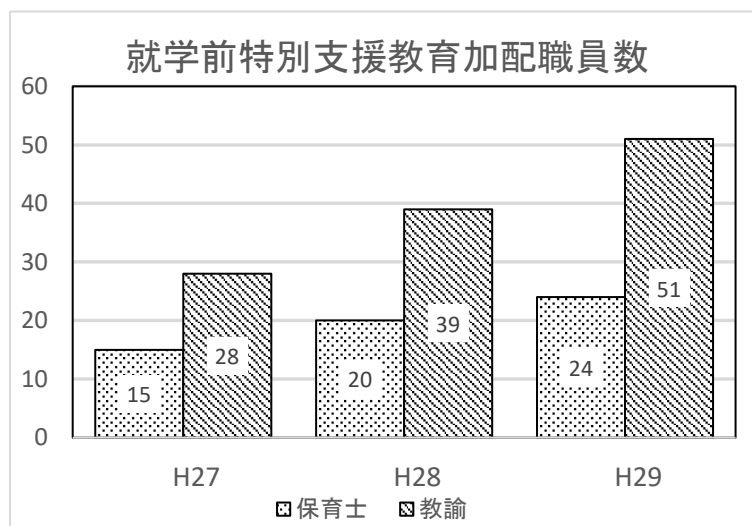
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0～6 歳	5,678	5,596	5,559
7～12 歳	4,943	4,869	4,852
13～15 歳	2,441	2,513	2,501
16～18 歳	2,214	2,280	2,322
計	15,276	15,258	15,234

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：住民基本台帳

2. 小学校就学前の障がい児支援

健康増進課、幼児課、学校教育課、子ども発達支援課が連動した、母子保健・保育・教育・福祉のシステムの中で支援が継続されていきます。就学前での支援については、健康増進課の各種健康診査や、発達相談、親子教室での支援に始まり、子ども発達支援課での、児童発達支援事業である「たんぽぽ教室」での療育やことばとコミュニケーションスキル獲得のための「幼児ことばの教室」での指導があります。また、幼児課では、就学前教育における特別支援教育を支援するために、特別支援教育加配職員を配置しています。園での早期発見・早期対処の取組を支えるための重要な対処です。



資料：幼児課

①たんぽぽ教室

早期療養の場で活動や遊びを通して生活基本動作やコミュニケーションの獲得をめざします。

併せて、並行通園児には、在籍園への計画的な訪問により、特性理解や指導についての情報を共有し、集団生活への円滑な移行のため支援を行っています。

■たんぽぽ教室への通室の状況

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 歳児	4	4	10
2 歳児	21	20	11
3 歳児	23	29	22
4 歳児	11	7	16
5 歳児	7	5	4
合計	66	65	63

資料：子ども発達支援課

②幼児ことばの教室

ことばの発達を育むとともに、幼児がことばで自分の気持ちを伝えて日常生活が円滑になるよう、個々の課題に応じて支援をしています。通級児が在籍する園への訪問や教室参観を兼ねた連絡会を実施し、在籍園と課題を共有しながらの園支援も行っています。

■幼児ことばの教室への通室の状況

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4 歳児	42	47	35
5 歳児	51	54	51
合計	93	101	86

資料：子ども発達支援課

また、個別の支援を実施する中で、保護者に対して日常生活での接し方等の助言を行い、就学についての不安も大きく、小学校の先生方と定期的に研修会を持ち、小学校への就学に向けて、円滑な支援のため情報共有を図っています。

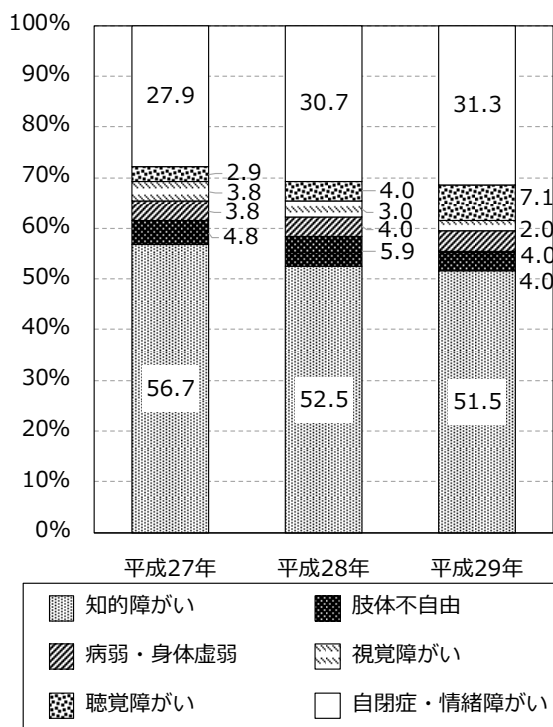
3. 小学校・中学校の特別支援学級※

市内の各小中学校には、必要に応じて、特別支援学級※が設置されています。特別支援学級※は、種別ごとに設置されており、「知的障がい学級」「肢体不自由学級」「病弱・身体虚弱学級」「視覚障がい学級」「聴覚障がい学級」「自閉症・情緒障がい学級」があります。すべての特別支援学級※が各小中学校に設置されてはいませんが、知的障がい学級と自閉症・情緒障がい学級は、すべての学校に設置されています。

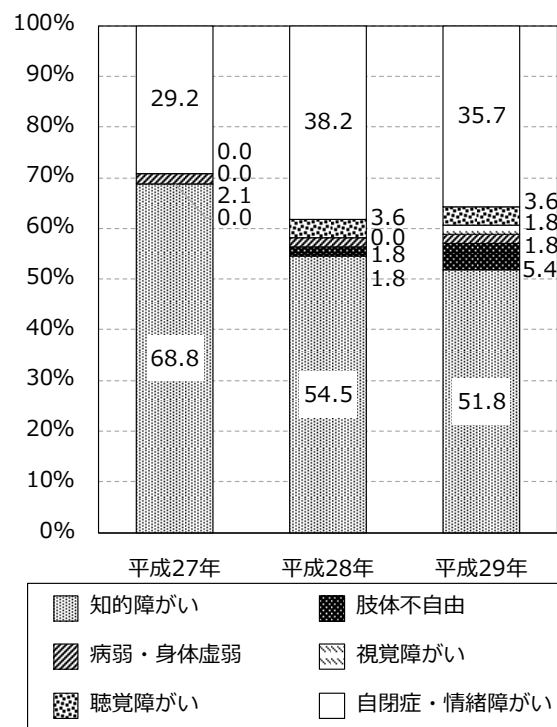
①特別支援学級※在籍児童生徒の推移

市内小中学校に在籍する児童生徒(以下、児童等とする)のうち、特別支援学級※に在籍している児童生徒の在籍種別比から、小中学校ともに、知的障がい学級への在籍率が半数以上と高くなっており、次に、自閉症・情緒障がい学級への在籍率が高くなっていきます。特に中学校においては、平成 25 年度の 2 倍以上の在籍率となっています。

■小学校特別支援学級※在籍種別比



■中学校特別支援学級※在籍種別比



資料：学校教育課

■児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級※の在学状況

(単位：人)

区分	在学者数									
	小学校						中学校			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	7	4	3	8	14	15	10	9	10	80
肢体不自由	0	1	0	0	0	3	2	1	0	7
病弱・身体虚弱	1	0	0	0	1	2	0	0	1	5
視覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
聴覚障がい	1	0	0	0	0	1	0	2	0	4
自閉症・情緒障がい	3	4	8	5	6	5	8	8	4	51
計	13	9	11	13	21	26	21	20	15	149

※平成 29 年 9 月 1 日現在

資料：学校教育課

②個別の支援状況

発達障がい※（自閉症、アスペルガー症候群※その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい）を持つ、または、その可能性がある児童等は、通常学級に在籍しながら、教科、分野ごとの配慮事項等を記した個別指導計画やよりきめ細やかに現在まで受けてきた支援が記された個別の教育支援計画を作成され、個別の支援を受けています。具体的には、教室内での個別指導や、取り出し授業などが行われています。

【平成 29 年度 個別の教育支援計画】

(単位：人)

区分	就学前	小学校	中学校	合計
特別な支援を必要とする園児	190			190
通常学級在籍で特別な支援を必要とする児童・生徒		267	100	367

資料：幼児課・学校教育課

■通級指導教室において指導を受けている児童生徒数の推移

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学生	67	62	87
中学生	1	2	25
計	68	64	112

※平成 29 年 9 月 1 日現在

資料：学校教育課

4. 特別支援学校※

県内の特別支援学校※の在学者数は平成 29 年度現在 98 人で横ばい傾向にあります。学部別には、小学部 33 人、中学部 19 人、高等部 46 人となっています。

5. 高校期支援

市子ども発達支援課では、当初、学齢期(小学校から中学校)までの支援でしたが、高校生期の支援ニーズが高まり、平成 25 年度からは、学齢期に発達支援室での相談を受けていた子どもが高校生になった後の相談等を受け付け、平成 28 年度から支援対象を高校生期まで延長しています。

■特別支援学校※の在学者数の推移

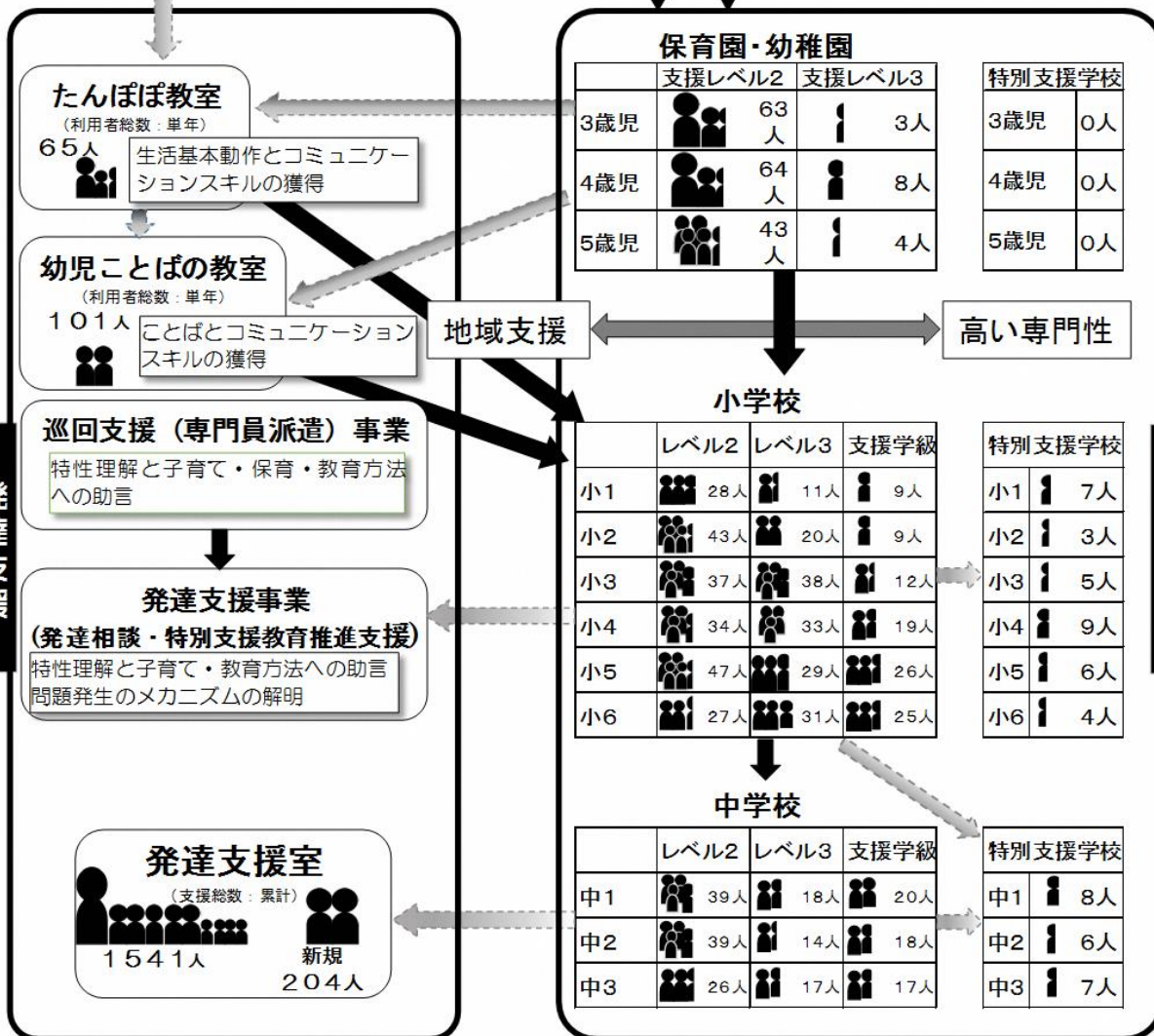
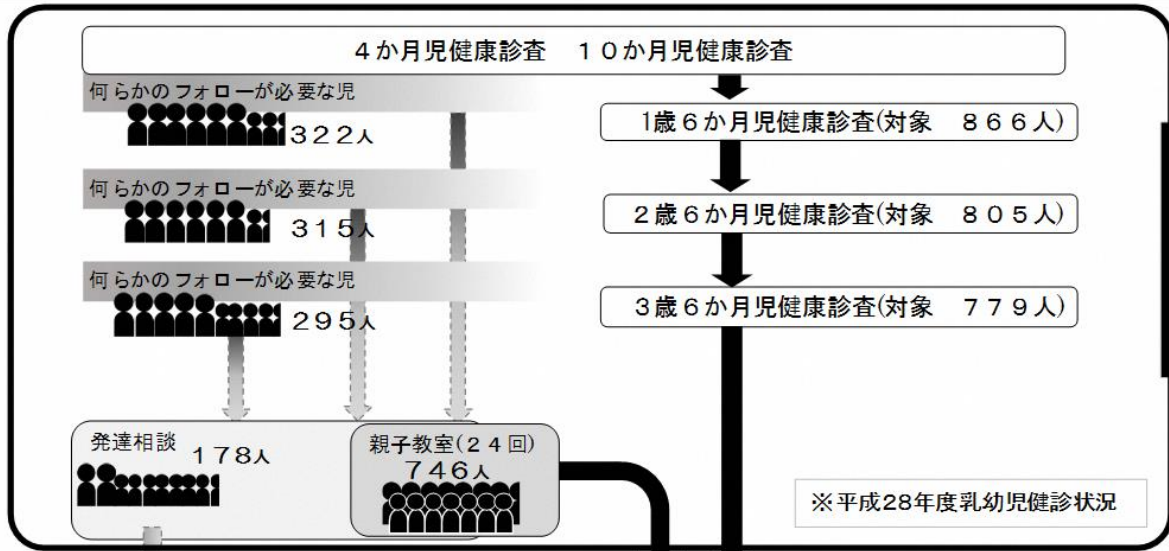
(単位：人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県立聾話学校	幼稚部	0	0	0
	小学部	0	0	0
	中学部	1	1	1
	高等部	1	1	1
県立盲学校	幼稚部	0	0	0
	小学部	0	0	0
	中学部	1	1	1
	高等部	0	0	0
県立草津養護学校	小学部	0	0	1
	中学部	3	1	1
	高等部	7	9	7
県立野洲養護学校	小学部	31	30	32
	中学部	13	16	16
	高等部	18	15	17
その他 (長浜北星高等・ 甲南高等・三雲・ 滋賀大付属養護 特別支援学校※)	小学部	0	0	0
	中学部	3	3	0
	高等部	23	24	21
幼稚部計		0	0	0
小学部計		31	30	33
中学部計		21	22	19
高等部計		49	49	46
総合計		101	101	98

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 1 日現在

資料：各学校

支援対象者のフロー図



※子ども発達支援課の数値は平成28年度末現在

※各校園の数値は平成28年度末現在

(2) 就業状況

草津公共職業安定所に登録している障がいのある人のうち、身体障がいのある人が48.0%、知的障がいのある人が26.9%、精神障がいのある人が25.1%となっています。

滋賀県の障がいのある人の実雇用率は、平成25年度では1.81%でしたが、平成28年度には2.09%と、上昇しています。法定雇用率達成企業の割合は平成28年度で58.8%となっています。

公共職業安定所の新規求職申込件数は、横ばい傾向にあります。

■公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（草津所管内）

区分		登録者数							
		登録者数		有効求職者		就業者		保留中	
		人	比率	人	比率	人	比率	人	比率
身体障がいのある人	視覚	932	2.9%	44	1.1%	455	3.1%	433	3.3%
	聴覚・言語等	2,752	8.6%	273	6.7%	1,629	11.2%	850	6.4%
	上肢	3,250	10.2%	415	10.1%	1,584	10.9%	1,251	9.5%
	下肢	4,182	13.1%	461	11.2%	1,737	11.9%	1,984	15.0%
	体幹	634	2.0%	40	1.0%	250	1.7%	344	2.6%
	脳病変	132	0.4%	21	0.5%	62	0.4%	49	0.4%
	内部障がい	3,442	10.8%	470	11.5%	1,398	9.6%	1,574	11.9%
	小計	15,324	48.0%	1,724	42.0%	7,115	48.9%	6,485	49.0%
知的障がいのある人		8,580	26.9%	796	19.4%	5,003	34.3%	2,781	21.0%
精神障がいのある人		7,989	25.1%	1,585	38.6%	2,446	16.8%	3,958	29.9%
計		31,893		4,105		14,564		13,224	

※平成29年3月31日現在

資料：草津公共職業安定所

■ 障がい者雇用の推移状況（滋賀県）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
企業数（社）	752	743	757
（うち法定雇用率達成企業数）（社）	413	439	445
法定雇用率達成企業の割合（％）	54.9	59.1	58.8
基礎労働者数（人）	127,061	126,216	129,862
（うち障がいのある人の数）（人）	2,370.5	2,500.5	2,714.0
実雇用率（％）	1.87	1.98	2.09

※各年度 6 月 1 日現在

※企業は県内に本社があり、56 人以上雇用している企業

資料：草津公共職業安定所

■ 障がいのある人の新規求職申込数等（草津所管内）

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体
新規求職申込数（件）	256	140	280	142	274	143
就職件数（件）	125	45	120	61	166	67
新規登録者数（人）	107	63	130	63	137	65
有効求職数（人）	2,676	1,777	2,725	1,586	2,843	1,724
就業中の者（人）	6,457	6,779	7,051	6,901	7,904	7,115
保留中の者（人）	5,931	5,345	6,739	6,074	7,229	6,485

※各年度 3 月 31 日現在

資料：草津公共職業安定所

3. 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

① 在宅生活支援サービス

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は増減を繰り返しており、平成 28 年度で 150 人、平成 29 年度は 9 月末までに 116 人の利用がありました。

■ 補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者延人数	190	193	150	116

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は、毎年利用者が微減傾向にあり、平成 29 年度は 9 月末までに 41 人の利用がありました。

■ 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象人数	38	43	42	41

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、毎年 1～4 件程度の利用があります。

■ 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数 (件)	4	2	1	0
助成額 (千円)	1,236	658	350	0

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

②保健・医療サービス

(ア) 自立支援医療（育成医療）の給付

自立支援医療（育成医療）受給者数は、平成 28 年度で 36 人、平成 29 年度は 9 月末までに 26 人の利用がありました。

■ 自立支援医療(育成医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
肢体不自由	17	16	12	8
視覚障がい	5	3	4	1
聴覚・平衡機能障がい	2	4	0	0
音声・言語機能障がい	20	19	13	13
じん臓障がい	0	0	0	0
その他内臓障がい	11	8	7	4
計	55	50	36	26

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）受給者数は、増加傾向にあり、平成 28 年度で 247 人の利用がありました。

■ 自立支援医療(更生医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
肢体不自由	47	37	40	15
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	1	2	0
音声・言語機能障がい	3	3	1	1
じん臓障がい	157	155	164	118
その他内臓障がい	45	36	40	18
計	252	232	247	152

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 自立支援医療（精神通院）の給付

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 28 年度では 795 人の申請者がありました。

■ 自立支援医療(精神医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請者数	743	787	795	827

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(工) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、平成 28 年度では 507 人の受給者がありました。

■ 重度心身障がい者老人等医療費の助成

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数（人）	518	507	507	506
年間受診件数（件）	14,289	14,221	14,063	9,368
1 人当り助成額（円）	77,438	79,487	79,471	53,786

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：保険年金課

(才) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、平成 28 年度では 589 人の受給者がありました。

■ 重度心身障がい者老人等医療費の助成

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数（人）	595	567	589	581
年間受診件数（件）	13,372	13,707	13,586	9,294
1 人当り助成額（円）	166,545	157,534	151,390	100,987

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

資料：保険年金課

(カ) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、平成 28 年度では 8,754 人の受給者がありました。

■福祉医療費の助成

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数 (人)	9,082	8,925	8,754	8,166
年間受診件数 (件)	128,054	129,675	148,489	96,162
1 人当り助成額 (円)	36,083	36,481	41,621	29,221

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は、9 月 30 日現在

※子ども入院医療費助成は含まない

資料：保険年金課

(2) 人的資源の現状

①福祉関連専門職の状況

栗東市の正規職員における福祉関連の専門職の状況は、保健師が 18 人、社会福祉士が 7 人、心理判定員が 3 人、理学療法士が 1 人、栄養士が 2 人となっています。

■栗東市正規職員の福祉関連専門職の状況

(単位：人)

職種	人数	職種	人数
保健師	18	理学療法士	1
社会福祉士	7	栄養士	2
心理判定員	3		

※平成 29 年 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

②ボランティア団体等の状況

(ア) ボランティア団体

ボランティア登録者数は、年々増加しており、グループ登録、個人登録を合わせた登録人数は、平成 29 年 9 月末時点で 1,705 人となっています。

■ボランティア登録団体・登録人数の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数
	団体数(団体)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
平成 26 年度	72	1,288	34	1,322
平成 27 年度	86	1,430	50	1,480
平成 28 年度	89	1,476	139	1,615
平成 29 年度	135	1,675	30	1,705

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※平成 29 年度、サロン活動関係が個人登録からグループ登録に移った。

資料：栗東市ボランティア市民活動センター

(イ) 民生委員児童委員、身体障がい者相談員※、知的障がい者相談員※

平成 29 年 9 月末現在で、民生委員児童委員は 140 人、身体障がい者相談員※は 10 人、知的障がい者相談員※は 5 人となっています。

■ 民生委員児童委員、身体障がい者相談員※、知的障がい者相談員※の人数 (単位：人)

区分	民生委員児童委員	身体障がい者相談員※	知的障がい者相談員※
人数	140	10	5

※平成 29 年 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

4. 第4期計画の障がい福祉サービス※の実績

(1) 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・行動援護は、3年間で月平均利用者数で23.6%増、サービス利用時間では27.7%増の見込みとなっています。利用者数の増加に応じてサービス利用時間も伸びています。

同行援護は、平成28年度に月平均利用者数、利用時間数ともに減少しています。平成29年度の上半期の実績値をみると、平成27年度の実績と大きく変わっていません。利用時間数は伸びていますが、利用者数は横ばい傾向にあります。

■訪問系サービスの計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護 ・行動援護	15,519 時間	17,971 時間	15,519 時間	20,115 時間	15,519 時間	11,479 時間
	157人	158人 (72人)	157人	177人 (80人)	157人	184人 (89人)
同行援護	1,831 時間	2,209 時間	2,024 時間	1,916 時間	2,217 時間	1,120 時間
	19人	17人 (10人)	21人	17人 (9人)	23人	17人 (9人)

※各年度3月31日現在、平成29年度は9月30日現在

※年間延べ時間、支給決定者数、()内は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、サービス量ともに伸びています。実績値は計画値を若干下回って推移し、平成29年度では計画値に達する見込みです。サービス提供事業所は湖南圏域全体でも不足気味で、特別支援学校※卒業生の進路選択において常に課題の一つになっています。本市には当該事業所が少なくサービス利用者の8割（平成29年5月利用実績）は市外施設の利用となっています。高齢化による就労継続支援※B型からの移行希望や送迎負担などから市内施設の利用希望が高まっています。

自立訓練※は、「機能訓練」については、利用は横ばいです。平成28年度の利用者数でみると、計画値に対して実績値は35.3%となっています。「生活訓練」の利用は、平成27年度から平成28年度にかけて大幅に増加しましたが、平成29年度には減少しています。

就労移行支援[※]は、平成 28 年度のサービス利用量で見ると、実績値は計画値に対しての 229.2%と 2 倍を超えています。利用者数も同様に推移しています。

就労継続支援[※]は、「A型」では、計画値に比べ平成 27 年度は 113.1%、平成 28 年度は 122.1%と 1～2 割ほど上回る利用実績でした。また「B型」では、計画値を若干上回る実績となっています。

療養介護は、利用者数に変動なく計画で見込んだ実績となっています。

短期入所[※]は、毎年希望者は増えていますが、実際の月平均利用者数は微増となっており、利用施設が少なくサービス供給量も限られています。

■日中活動系サービスの計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	18,329 人日	17,017 人日	19,002 人日	18,353 人日	19,675 人日	9,841 人日
	1,041 人	959 人 (77 人)	1,079 人	1,024 人 (81 人)	1,117 人	537 人 (86 人)
自立訓練 [※] (機能訓練)	478 人日	256 人日	508 人日	243 人日	538 人日	82 人日
	32 人	14 人 (2 人)	34 人	12 人 (1 人)	36 人	4 人 (1 人)
自立訓練 [※] (生活訓練)	2,346 人日	730 人日	2,564 人日	1,374 人日	2,782 人日	410 人日
	129 人	36 人 (3 人)	141 人	73 人 (9 人)	153 人	24 人 (4 人)
就労移行支援 [※]	2,008 人日	4,343 人日	2,008 人日	4,603 人日	2,008 人日	2,283 人日
	143 人	271 人 (23 人)	143 人	293 人 (25 人)	143 人	132 人 (22 人)
就労継続支援 [※] (A型)	3,577 人日	4,112 人日	3,757 人日	4,665 人日	3,938 人日	2,334 人日
	198 人	224 人 (19 人)	208 人	254 人 (21 人)	218 人	125 人 (21 人)
就労継続支援 [※] (B型)	28,289 人日	28,625 人日	29,114 人日	30,370 人日	29,938 人日	15,515 人日
	1,646 人	1,696 人 (141 人)	1,694 人	1,812 人 (151 人)	1,742 人	914 人 (150 人)
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日
短期入所 [※]	1,646 人日	1,767 人日	1,674 人日	1,435 人日	1,701 人日	895 人日
	119 人	122 人 (30 人)	121 人	125 人 (32 人)	123 人	132 人 (31 人)

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、() 内は月平均利用者数

ただし、療養介護については月平均利用者数、短期入所[※]については支給決定者数

資料：障がい福祉課

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、市内でのサービス提供は不足していますが市外での利用が伸びました。計画値に比べ利用実績は上回っています。平成 29 年度下半期に市内で開設する事業所があり、さらに利用が伸びる見込みです。

施設入所支援は、県内での新設・定員増等のサービス拡大が無く、利用は伸びていません。平成 28 年度の延べ人数で見ると、計画値に対し実績値は 88.3%となっており、1 割程度下回った利用実績となっています。

■居住系サービスの計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	308 人	336 人 (28 人)	318 人	358 人 (30 人)	328 人	174 人 (29 人)
施設入所支援	411 人	374 人 (31 人)	422 人	373 人 (31 人)	433 人	190 人 (32 人)

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人数、() 内は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(4) 相談支援

相談支援の実績値については、見込んでいた利用対象者が実際のサービス利用に結びつかなかったため、計画値と実績値に差が生じています。

■相談支援の計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援						
計画相談支援	438 人	234 人	459 人	274 人	480 人	297 人
地域移行※支援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※計画相談支援は年間実人数、その他は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。障がい者相談支援事業の相談件数については増加傾向にあります。

■相談支援事業の計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
一般相談支援※ 委託事業所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	1 箇所	3 箇所	1 箇所
障害者虐待防止 センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域自立支援協議会※	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度※ 利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援 センター	整備検討	0 箇所	整備検討	1 箇所	整備検討	1 箇所

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 意思疎通支援事業

平成 29 年 9 月末現在では 320 人の利用となっています。

■意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
意思疎通 支援事業	手話通訳者数	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	2 人
	実派遣件数	169	307	169	353	169	183

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 日常生活用具等給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

■日常生活用具等事業の計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
① 介護・訓練支援用具	6 件	3 件	6 件	1 件	6 件	9 件
② 自立生活支援用具	20 件	5 件	20 件	13 件	20 件	4 件
③ 在宅療養等支援用具	17 件	13 件	17 件	13 件	17 件	4 件
④ 情報・意思疎通支援用具	13 件	9 件	13 件	14 件	13 件	5 件
⑤ 排泄管理支援用具	1,195 件	1,231 件	1,195 件	1,243 件	1,195 件	949 件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2 件	0 件	2 件	0 件	2 件	0 件
⑦ 重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	0 件	1 件	3 件	1 件	0 件

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(工) 手話奉仕員養成・研修事業

平成 29 年 9 月末現在では 23 人の利用となっています。

■手話奉仕員養成・研修事業の計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成・研修事業	30 人	19 人	30 人	21 人	30 人	23 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※年間受講者数

資料：障がい福祉課

(オ) 移動支援事業

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

■移動支援事業の計画と実績

区 分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	27 か所	516 人	26 か所	648 人	28 か所	554 人	27 か所	576 人	29 か所	592 人	28 か所	308 人
	4,367 時間		5,169 時間		4,689 時間		6,032 時間		5,010 時間		3,153 時間	

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(カ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基礎的事業の状況は、平成 27 年度では実績値は計画値を上回っていましたが、平成 28 年度には下回る状況となっています。

■地域活動支援センターの計画と実績

区 分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
基礎的事業	2 箇所	1,600 人	2 箇所	1,652 人	2 箇所	1,600 人	2 箇所	1,462 人	2 箇所	1,600 人	2 箇所	774 人
機能強化事業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所	
滋賀型	1 箇所	20 人	1 箇所	60 人	1 箇所	20 人	0 箇所	0 人	1 箇所	20 人	0 箇所	0 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

※市内の滋賀型事業所が、平成 28 年 4 月から就労継続支援※（B 型）へ移行

資料：障がい福祉課

(キ) その他のサービス

(日中一時支援)

就学児童の長期休暇中及び放課後の利用ニーズが多くあります。見込み数値を上回る実績量ですが、市内に提供事業所が少ないため、十分提供体制がとれているわけではありません。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っています。

■ その他のサービスの計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	150 人	141 人	160 人	145 人	170 人	153 人
訪問入浴サービス事業	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	500 人	622 人	500 人	662 人	500 人	384 人
点字・声の広報等発行事業	9 人	11 人	9 人	10 人	9 人	9 人
奉仕員養成・研修事業	5 人	4 人	5 人	1 人	5 人	9 人
生活行動訓練事業	30 人	16 人	30 人	14 人	30 人	14 人
芸術・文化開催事業	10 人	9 人	10 人	8 人	10 人	8 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月 30 日現在

※実人数。ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金については、支給決定者数

資料：障がい福祉課

(6) 障がい児支援サービス

(ア) 児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援

児童発達支援は、計画値を上回るサービス利用がありました。現在、公設の1事業所でサービスを提供しており、利用者数は計画値には達していません。

放課後等デイサービスは、事業所の開設とともに利用が伸び、計画で見込んだ以上の利用実績となっています。利用者数については、年々増加しています。

医療型児童発達支援は、利用者数については計画値と実績値がほぼ一致しますが、利用量については、計画値を上回る利用となっています。

■ 児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援の計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	2,058 人日	2,144 人日	2,058 人日	2,226 人日	2,058 人日	1,181 人日
	80 人	58 人	80 人	58 人	80 人	62 人
放課後等デイサービス	600 人日	3,790 人日	700 人日	9,124 人日	800 人日	6,113 人日
	60 人	44 人	70 人	74 人	80 人	87 人
医療型児童発達支援	24 人日	313 人日	24 人日	286 人日	24 人日	117 人日
	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	3 人

※各年度3月31日現在、平成29年度は9月30日現在

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

ただし、医療型児童発達支援の計画値のみ月間延べ日数

資料：障がい福祉課

(イ) 障がい児相談支援

平成29年9月末現在では124人の利用となっています。

■ 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい児相談支援	85 人	123 人	100 人	127 人	115 人	124 人

※各年度3月31日現在、平成29年度は9月30日現在

※年間実人数

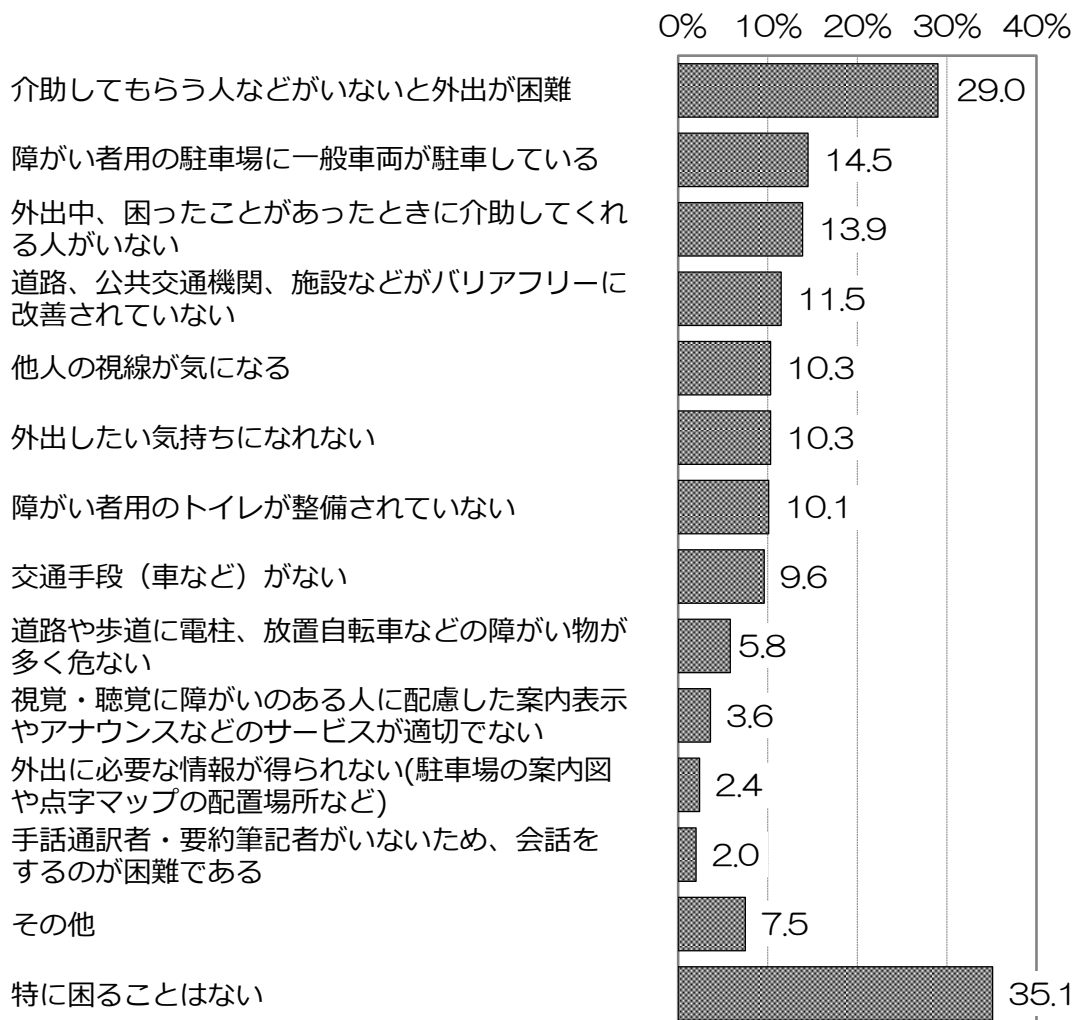
資料：障がい福祉課

5. 障がい福祉に関する障がい者・児の状況・意向およびニーズ

(1) 障がい者・児の状況および意向

外出時に困ること

あなたが外出する際に困ること、および問題があるため外出が難しくなっていることは何ですか。



外出する際に困ること、および問題があるため外出が難しくなっていることとしては、「介助してもらおう人がいないと外出が困難」が29.0%と最も高く、次いで、「障がい者用の駐車場に一般車両が駐車している」(14.5%)、「外出中、困ったことがあったときに介助してくれる人がいない」(13.9%)と続いています。一方、「特に困ることはない」は35.1%となっています。

今後の就労について

今後の仕事についてどのようにお考えですか。(現在、仕事をしている方)

【障がい種別クロス】

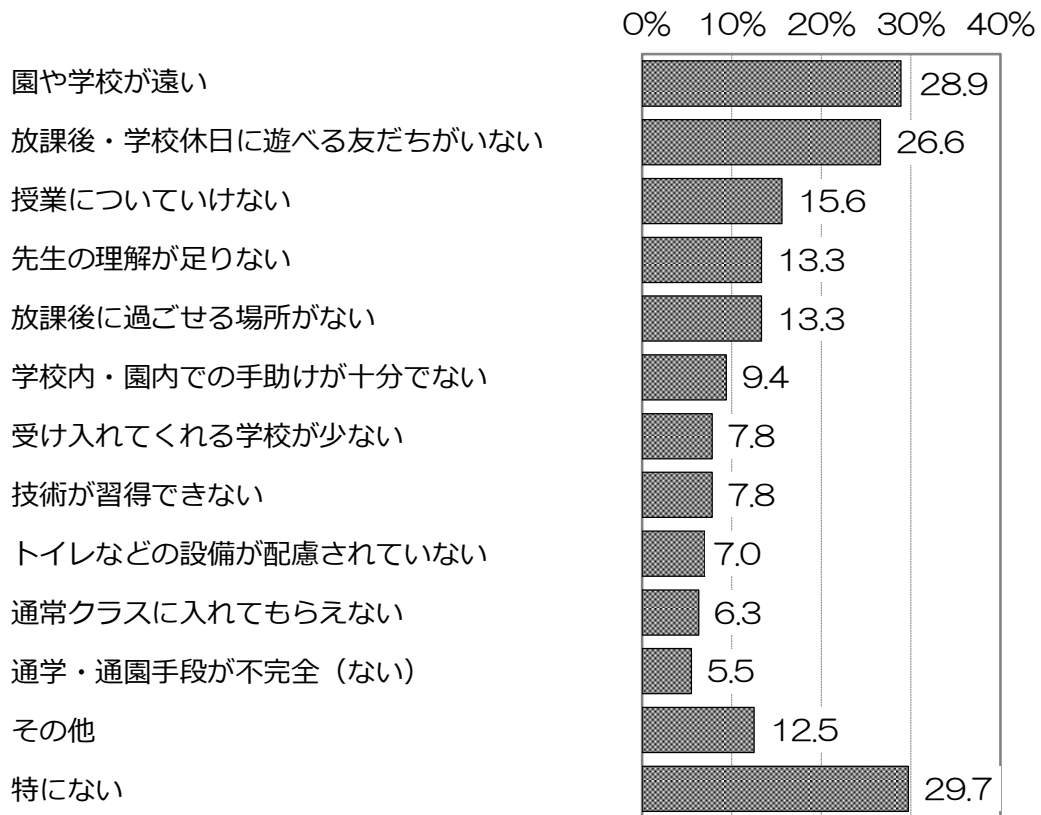
上段:回答数 下段:%	身体障がい	知的障がい	精神障がい
正規職員として働きたい	59 33.3	27 31.0	18 36.0
パート・アルバイトとして働きたい	45 25.4	4 4.6	7 14.0
自営業をしたい(家族でやっている仕事を 手伝いたい、を含む)	9 5.1	- -	3 6.0
自分の家で仕事をしたい	13 7.3	- -	1 2.0
障がい者施設・作業所などで働きたい	11 6.2	42 48.3	9 18.0
仕事をするための訓練を受けたい	3 1.7	4 4.6	6 12.0
その他	37 20.9	10 11.5	6 12.0
全体	177 100.0	87 100.0	50 100.0

障がい種別にみると、『身体障がい』、『精神障がい』では「正規職員として働きたい」(33.3%、36.0%)が、『知的障がい』では「障がい者施設・作業所などで働きたい」(48.3%)が、それぞれ最も高くなっています。

一方、『精神障がい』では「仕事をするための訓練を受けたい」が12.0%と、他に比べて高くなっています。

障がい児の保護者が困ってること、不安に思っていること

困っていること、および将来不安に思っていることは何かありますか。

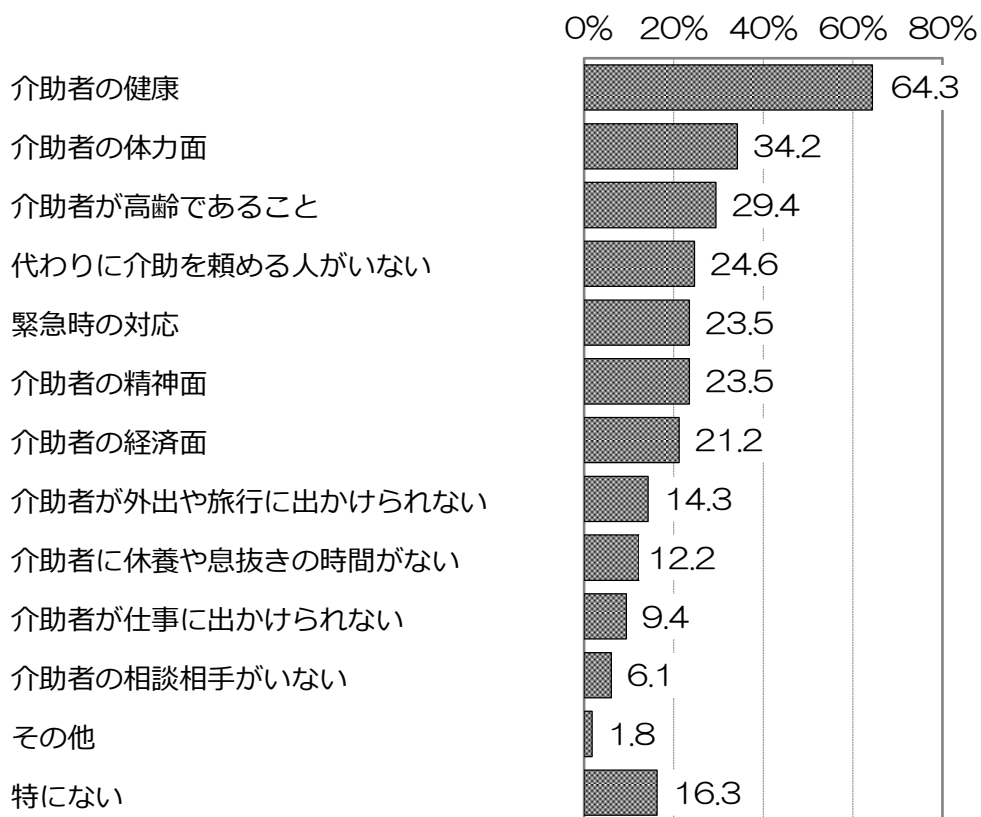


困っていること、および将来不安に思っていることとしては、「園や学校が遠い」が28.9%と最も高く、次いで、「放課後・学校休日に遊べる友だちがいない」(26.6%)、「授業についていけない」(15.6%)と続いています。

一方、「特にない」は29.7%となっています。

介助者について不安や心配に感じること

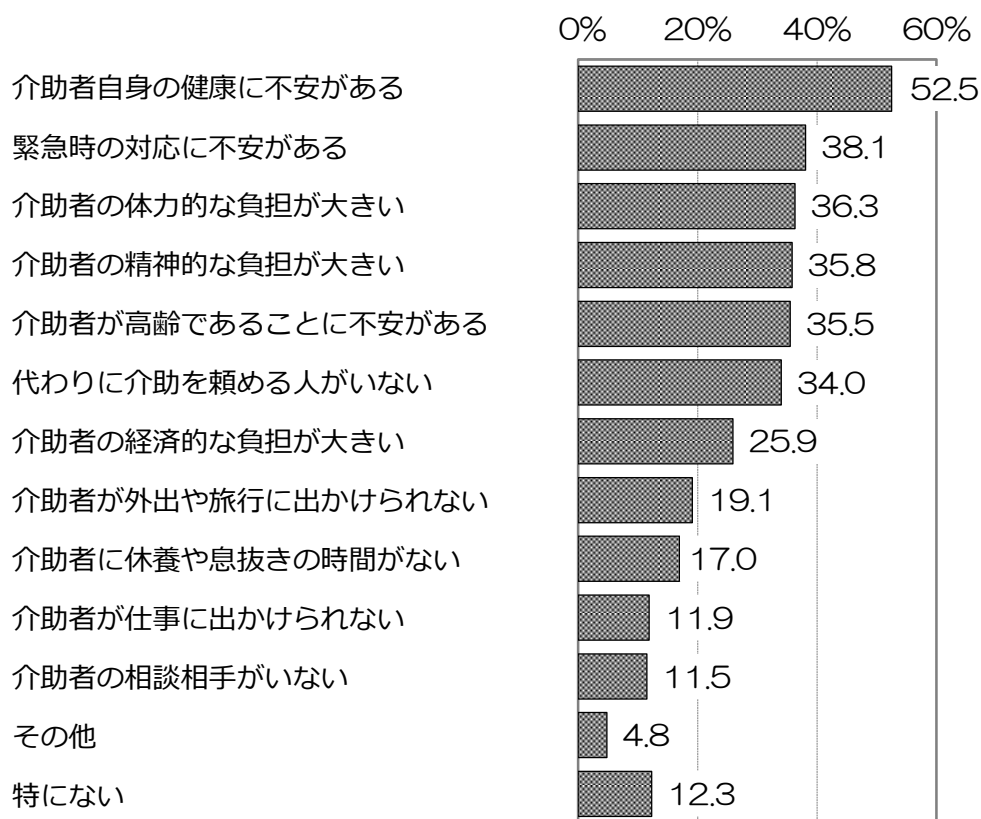
あなたが介助してもらう人（介助者）について、不安や心配に感じていることは何ですか。



介助者について不安や心配に感じていることについては、「介助者の健康」が64.3%で突出して高く、次いで、「介助者の体力面」(34.2%)、「介助者が高齢であること」(29.4%)と続いています。一方、「特にない」は16.3%となっています。

介助者が不安や心配および負担に感じていること

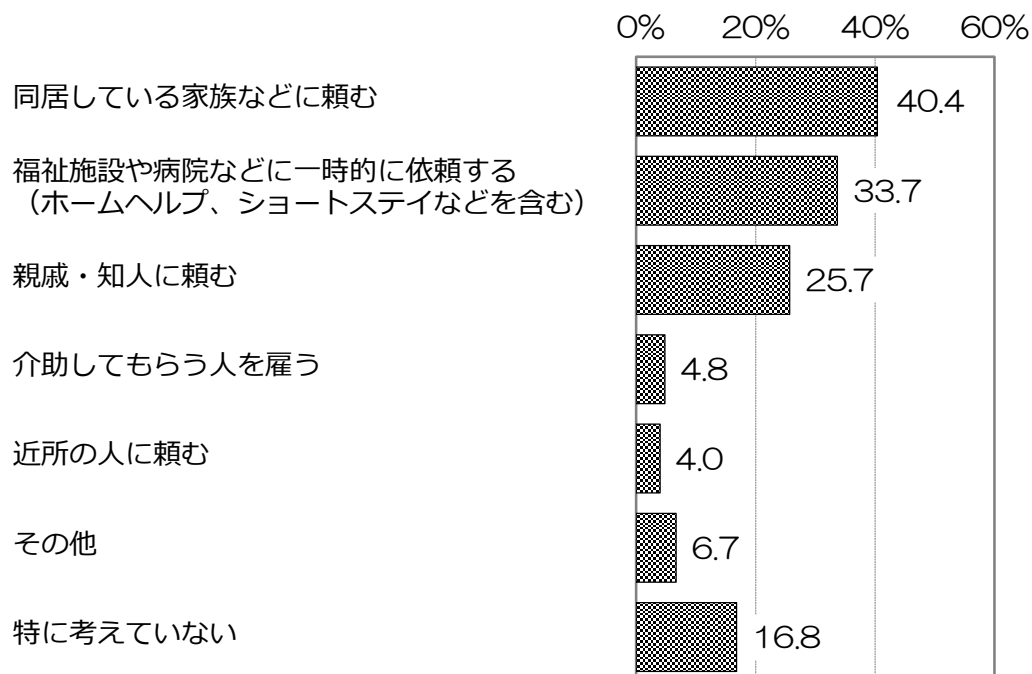
介助者（主に介助をする人）が、日頃、不安や心配および負担に感じていることは何ですか。



おもに介助する人が日頃から不安に感じていることや困っていることについては、「介助者自身の健康に不安がある」が 52.5%と最も高く、次いで、「緊急時の対応に不安がある」(38.1%)、「介助者の体力的な負担が大きい」(36.3%)、「介助者の精神的な負担が大きい」(35.8%)、「介助者が高齢であることに不安がある」(35.5%)と続いています。

介助者が一時的に介助できなくなった場合の対処

あなたが介助してもらう人が、急病・事故・出産などのため一時的に介助ができなくなった場合、どうすることになっていますか。

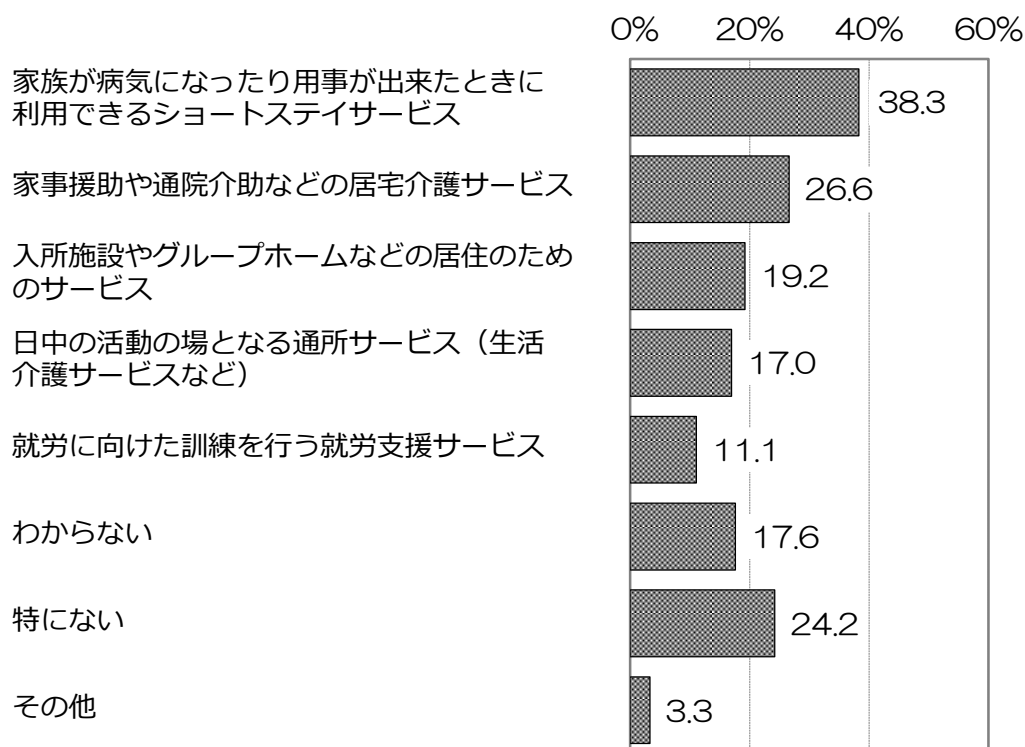


介助者が一時的に介助ができなくなった場合については、「同居している家族などに頼む」が40.4%と最も高く、次いで、「福祉施設や病院などに一時的に依頼する」(33.7%)、「親戚・知人に頼む」(25.7%)と続いています。

一方、「特に考えていない」は16.8%となっています。

今後、利用したいサービス

あなたは、今後どのようなサービスを利用したいと思いますか。

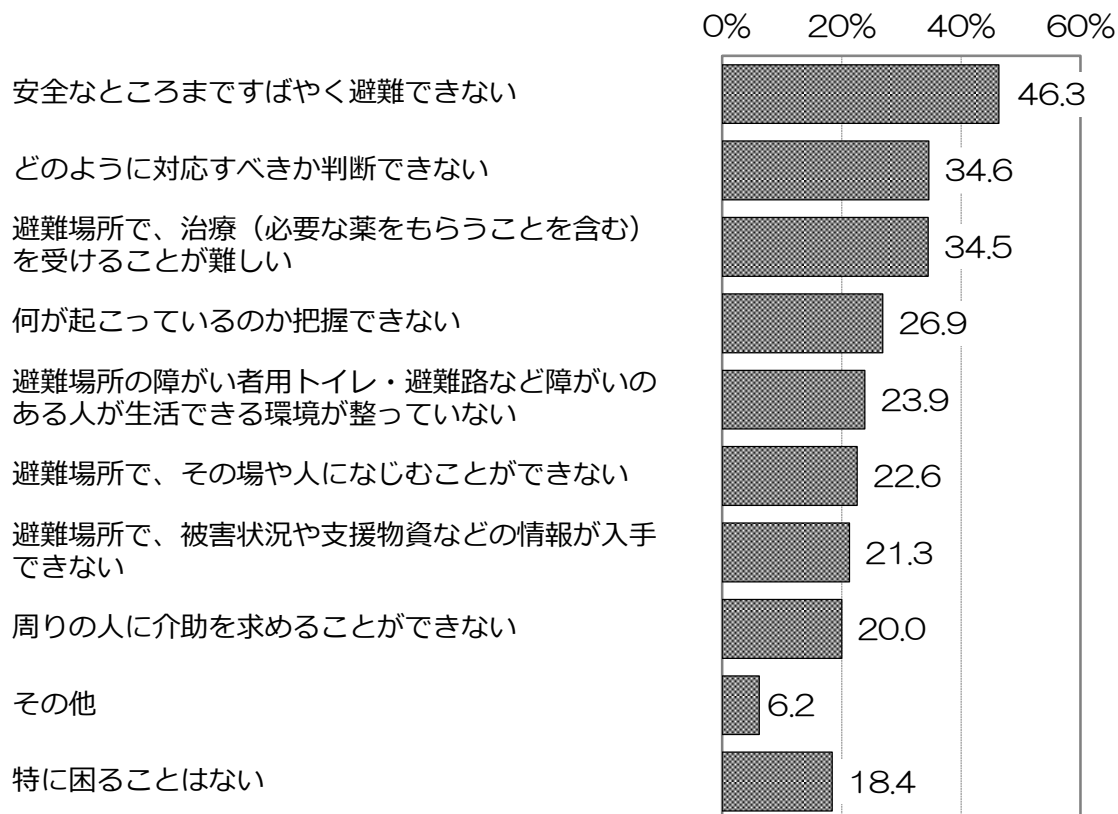


今後利用したいサービスについては、「家族が病気になったり用事が出来たときに利用できるショートステイサービス」が 38.3%と最も高く、次いで、「家事援助や通院介助などの居宅介護サービス」(26.6%)、「入所施設やグループホーム[※]などの居住のためのサービス」(19.2%)と続いています。

一方、「特にない」は 24.2%となっています。

災害時に困ること

火事や地震などの災害が発生したときに、あなたはどのようなことが困ると思いますか。



災害が発生したときに困ることについては、「安全なところまですばやく避難できない」が46.3%と最も高く、次いで、「どのように対応すべきか判断できない」（34.6%）、「避難場所で、治療（必要な薬をもらうことを含む）を受けることが難しい」（34.5%）と続いています。

一方、「特に困ることはない」は18.4%となっています。

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

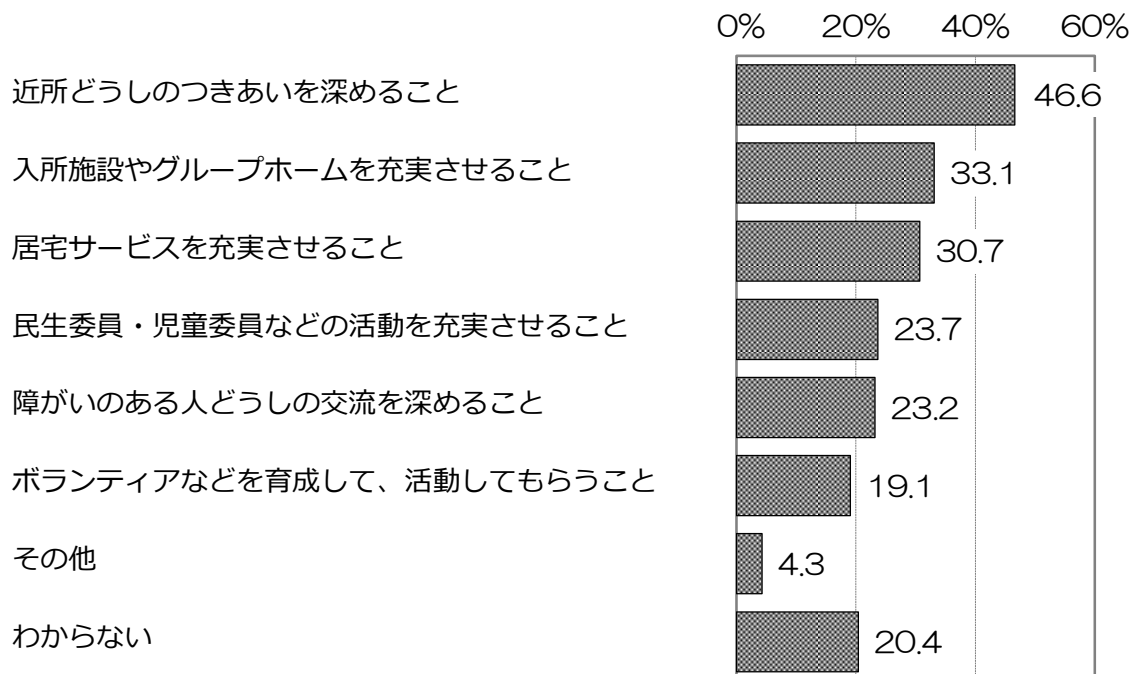
あなたにとって住みよいまちをつくるためには、どのようなことが必要だとお考えですか。



住みよいまちをつくるために必要なことについては、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 55.1%と最も高く、次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」(50.5%)、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」(41.9%)と続いています。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために重要なこと

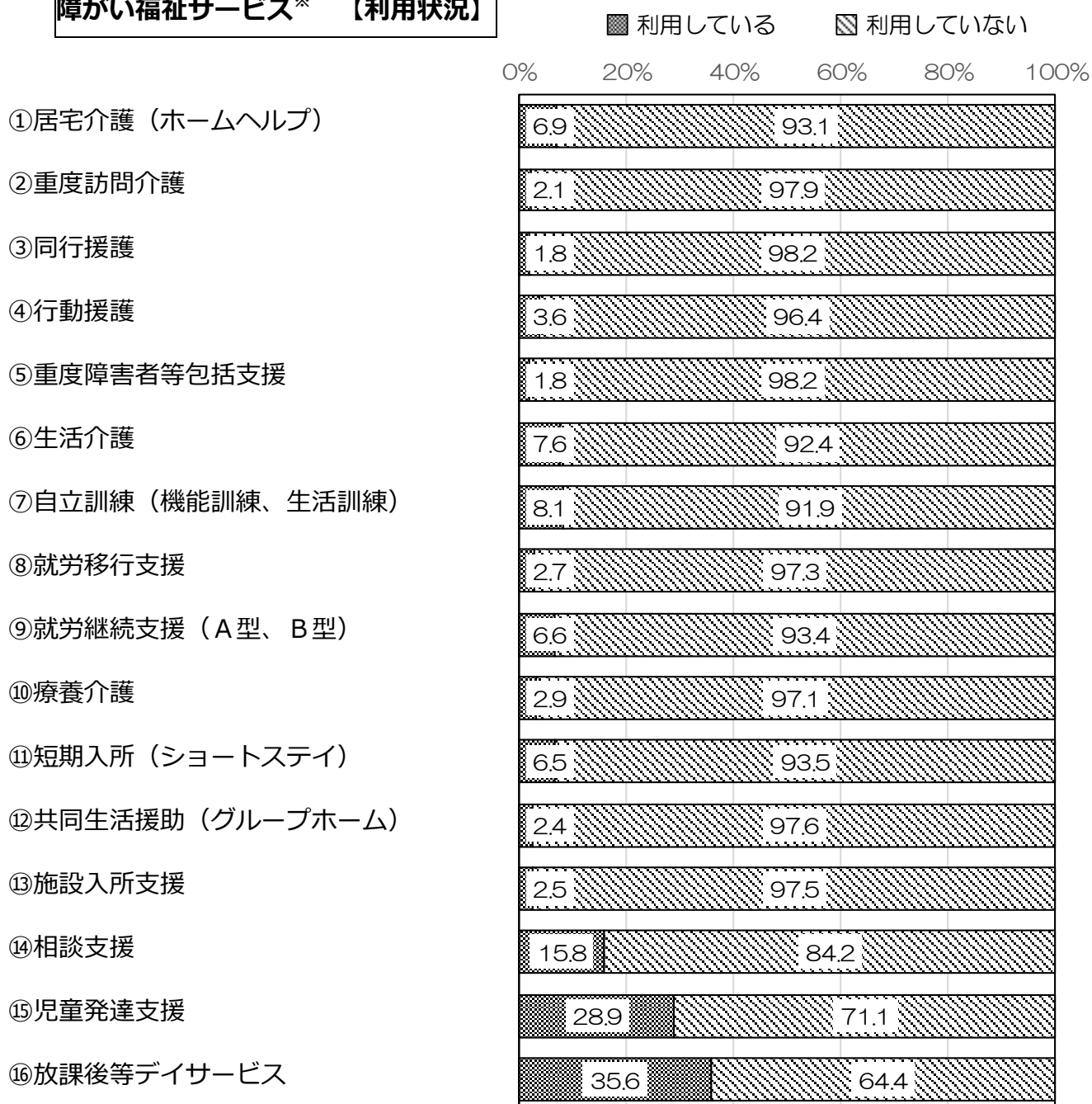
障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、どのようなことが重要だと思いますか。



障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なことについては、「近所どうしのつきあいを深めること」が46.6%と最も高く、次いで、「入所施設やグループホーム[※]を充実させること」(33.1%)、「居宅サービスを充実させること」(30.7%)と続いています。

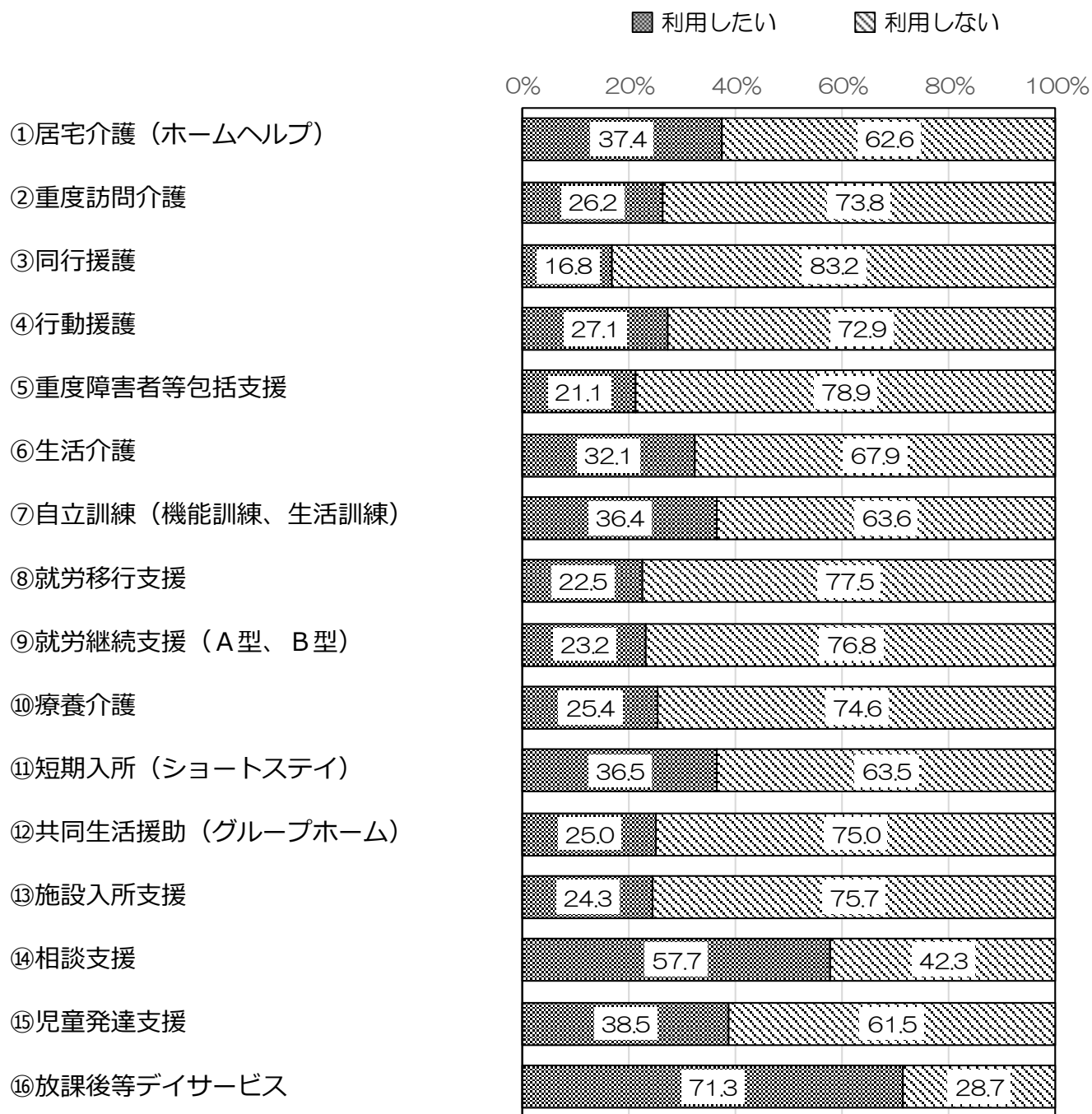
(2) 障がい福祉サービス※等についての障がい者・児のニーズ

障がい福祉サービス※ 【利用状況】



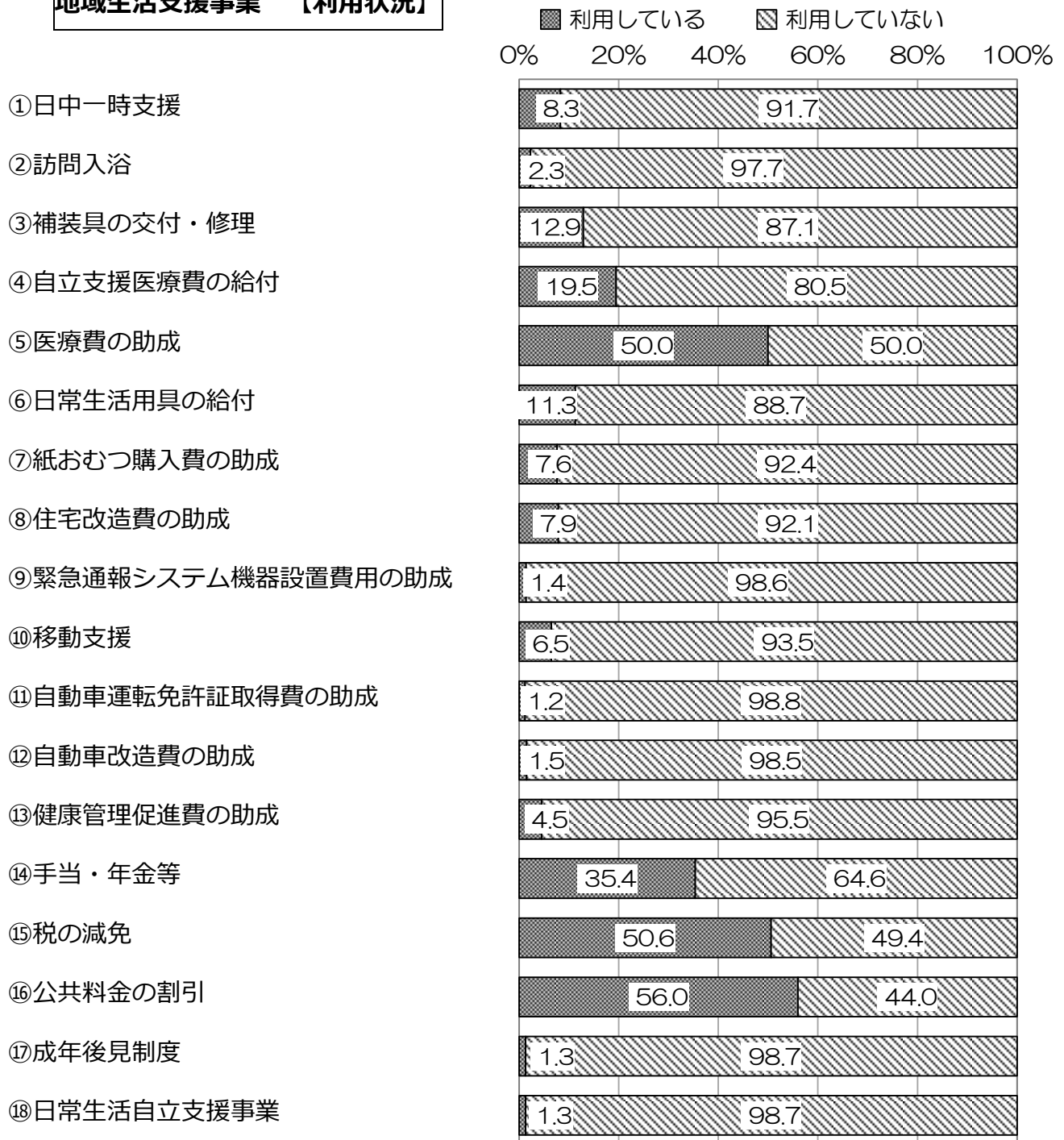
障がい福祉サービス※の利用状況は、障がい者では、「相談支援」の利用は15.8%となっています。障がい児では、「放課後等デイサービス」の利用が35.6%、「児童発達支援」の利用が28.9%となっています。

障がい福祉サービス※ 【利用希望（現在利用していない人）】



現在サービスを利用していない人の今後の利用意向は、障がい者では、「相談支援」が48.9%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が32.4%、「短期入所※（ショートステイ）」が31.3%となっています。障がい児では、「放課後等デイサービス」で56.0%が利用したいとしています。

地域生活支援事業 【利用状況】



地域生活支援事業の利用状況は、「公共料金の割引」が56.0%、「税の減免」が50.6%、「医療費の助成」が50.0%、「手当・年金等」が35.4%と多くなっています。

第3章 平成32年度に向けた成果目標・活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本市の平成28年度末時点の入所施設利用者数は32人です。

平成32年度末時点で、平成28年度末時点の入所施設利用者数32人のうち2%以上が地域生活へ移行することをめざし、1人の地域生活移行を目標とします。

入所施設利用者数の見込みについて、滋賀県では施設入所支援の定員数は、平成28年10月現在で全国で2番目に少なくなっており、多くの入所待機者がいるなど、施設入所者の人数を減らすことは困難です。本市においてはアンケート調査における利用ニーズをみても施設入所の利用状況は充分とはいえないものとなっています。このため、平成32年度末時点の福祉施設入所者数については、平成28年度末時点の入所施設利用者数から4人増の36人を目標とします。

第5期計画における成果目標

[第5期計画（平成32年度末）における目標値]

項目	数値	考え方
入所者数	32人	平成28年度末時点の入所施設利用者数
【目標値】 地域生活移行者数	1人	平成32年度末時点の地域生活移行者数の見込み (平成28年度末時点の入所者数の2%以上)
【目標値】 目標年度入所者数	36人	平成32年度末時点の入所施設利用者数の見込み (平成28年度末時点の入所者数の4人増)

※この場合の「施設入所者」とは障がい者施設への入所が常態化している者を示す。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい[※]および高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

第5期計画における成果目標

項目	目標
【目標】 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム [※] の構築	平成 32 年度末までに、広域的取り組みにより 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、ひとり暮らし、グループホーム[※]への入居等の体験の機会および場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

第 5 期計画における成果目標

項目	目標
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点を、広域的取組による面的整備で実施体制をつくっていく

(4)障がい福祉施設利用から一般就労への移行

本市の福祉施設利用者の中で、平成 28 年度末時点において一般就労に移行した人は 2 人です。平成 32 年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の成果目標は、平成 28 年度に施設から一般就労した人数の 1.5 倍にあたる 3 人とします。

平成 32 年度末における就労移行支援[※]事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数 25 人から、2 割増加の 30 人に増やすことをめざします。

就労移行支援[※]事業所について、平成 32 年度末における、就労移行率が 3 割を超える事業所の割合が、全事業所の 40%以上となることをめざします。

各年度における、新たに創設された就労定着支援[※]による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上となることを目標とします。

第 5 期計画における成果目標

[第 5 期計画（平成 32 年度末）における目標値]

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度末時点の一般就労移行者数
【目標値】 一般就労移行者数	3 人	平成 32 年度における一般就労移行者数 平成 28 年度末時点の一般就労移行者数の 1.5 倍 (増加)
就労移行支援 [※] の 利用者数	25 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援 [※] の利用者数
【目標値】 就労移行支援 [※] の 利用者数	30 人	平成 32 年度における就労移行支援 [※] の利用者数 (平成 28 年度末時点の就労移行支援 [※] の利用者 数に対し 2 割増加)
【目標値】 就労移行支援 [※] の 事業所ごとの移行率	40%以上	就労移行率が 3 割を超える就労移行支援 [※] 事業 所
【目標値】 就労定着支援 [※] による 職場定着率	80%以上	各年度における就労定着支援 [※] による支援開始 から 1 年後の職場定着率

(5)障がい児支援の提供体制の整備等（障がい児福祉計画）

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所[※]等の障がい福祉サービス[※]、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

第5期計画における成果目標

項目	目標
【目標】 障がい児に対する重層的な 地域支援体制の構築	平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを設置する
	平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
【目標】 障がい児の医療的ニーズへの対応	平成 32 年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保する
	平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する

第5期計画における活動指標

項目	指標
【目標】 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	平成 32 年度末までに、広域的な取組を含めて検討し、コーディネーターを 1 人以上配置する

第4章 平成32年度の障がい福祉サービス※等の見込み量

1. 障がい福祉サービス※の見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

見込み量設定の考え方

訪問系サービスについては、現在、サービス利用につながっていない障がいのある人へのケアマネジメントが今後、拡大されることが予想されます。その結果、訪問系サービス全体については、サービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々の訪問系サービスについてみると、居宅介護については、これまでの実績や病院等からの地域生活への移行を考慮した上で、サービス量を見込みました。

また、重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を踏まえ、行動援護については、これまでの実績を考慮し、同行援護については、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。重度障害者等包括支援については、重度障がいのある人の地域生活支援のニーズを想定しつつ、サービス事業所の状況を勘案して見込んでいます。

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間	27,692 時間	30,185 時間	32,679 時間
	利用者数	222 人 (117 人)	242 人 (126 人)	262 人 (136 人)

※年間延べ時間数、各年度末日における支給決定者数、()内は月平均利用者数

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

見込み量設定の考え方

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

身近なところでサービスが受けられるよう、整備の推進を図ります。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	21,015 人日	22,347 人日	23,680 人日
	1,147 人	1,219 人	1,292 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

②自立訓練※（機能訓練、生活訓練）

見込み量設定の考え方

自立訓練※（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。自立訓練※（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、精神障がいのある人のうち生活訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練※（機能訓練）	221 人日	221 人日	221 人日
	11 人	11 人	11 人
自立訓練※（生活訓練）	1,641 人日	1,641 人日	1,641 人日
	96 人	96 人	96 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

③就労移行支援※

見込み量設定の考え方

就労移行支援※については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人や就労継続支援※へ移行する人の動向、市内企業の障がい者雇用への取組の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援※	4,982 人日	5,190 人日	5,605 人日
	288 人	300 人	324 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

④就労継続支援※（A型）、就労継続支援※（B型）

見込み量設定の考え方

就労継続支援※（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、※学校卒業生等の新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。就労継続支援※（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生等の新規利用者、一般就労へ移行する人や有期限サービス（自立訓練※や就労移行支援※）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援※（A型）	4,668 人日	4,668 人日	4,668 人日
	254 人	254 人	254 人
就労継続支援※（B型）	32,233 人日	33,435 人日	34,638 人日
	1,911 人	1,982 人	2,053 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

⑤就労定着支援[※]

見込み量設定の考え方

就労定着支援[※]については、障害者総合支援法[※]の改正により、平成 30 年 4 月から新たに創設されるサービスであり、平成 30 年度より実施体制等を検討し、平成 32 年度からのサービス提供を見込みます。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援 [※]	-	-	1 人

※月平均利用者数

⑥療養介護

見込み量設定の考え方

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日

※月平均利用数

⑦短期入所[※]

見込み量設定の考え方

短期入所[※]については、アンケート調査やヒアリング調査において、障がいのある人を支援する家族によるレスパイト等の目的により利用ニーズは拡大しています。

サービス量については、これまでの実績やアンケート調査、ヒアリング調査の結果による利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 [※]	1,813 人日	1,836 人日	1,859 人日
	140 人 (35 人)	141 人 (35 人)	143 人 (36 人)

※年間延べ人日分、支給決定者数、() 内は月平均利用者数

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム※）

見込み量設定の考え方

介護者の高齢化等により在宅で暮らすことが難しくなった場合や自立をめざして地域生活へ移行する際の住まいの場として、共同生活援助(グループホーム※)は障がいのある人にとって、地域での安心した暮らしを実現させるために重要な役割を担っています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、整備の推進を検討していきます。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	416 人 (35 人)	432 人 (36 人)	448 人 (37 人)

※年間延べ人数、()内は月平均利用者数

② 施設入所支援

見込み量設定の考え方

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者、病院や共同生活援助(グループホーム※)、介護者との同居等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	384 人 (32 人)	408 人 (34 人)	432 人 (36 人)

※年間延べ人数、()内は月平均利用者数

③ 自立生活援助※

見込み量設定の考え方

自立生活援助※については、障害者総合支援法※の改正により、平成 30 年 4 月から新たに創設されるサービスであり、平成 30 年度より実施体制等を検討し、平成 32 年度からのサービス提供を見込みます。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助※	-	-	1 人

※月平均利用者数

(4) 相談支援

見込み量設定の考え方

計画相談支援については、今後、障がい福祉サービス[※]を利用する人の増加が見込まれることから、計画相談支援を利用する人も増加すると考えられます。また、日常生活における様々なニーズが多様化すること等から、自身でサービス等利用計画を策定することが困難な障がいのある人のニーズに対応するため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

計画相談支援については、障がい福祉サービス[※]の支給決定者数の動向や支給決定者数のうち、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

地域移行[※]支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活へ定着するための支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	312 人	327 人	342 人
地域移行 [※] 支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

※計画相談支援は年間実人数、その他は月平均利用者数

2. 地域生活支援事業の見込み量

(1) 相談支援事業

見込み量設定の考え方

一般相談支援[※]委託事業所は、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口です。障害者総合支援法[※]の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある人の福祉の向上をめざします。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障がいのある人の保護のため、障がいのある人及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会[※]は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

成年後見制度[※]利用支援事業については、障がい福祉サービス[※]の利用の観点から成年後見制度[※]を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して成年後見制度[※]の利用を支援します。

基幹相談支援センター[※]は、広域的な取組により、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施します。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
一般相談支援 [※] 委託事業所	既存の 1 か所において継続して運営		
障害者虐待防止センター	既存の 1 か所において継続して運営		
地域自立支援協議会 [※]	既存の 1 か所において継続して運営		
成年後見制度 [※] 利用支援事業	既存の 1 か所において継続して運営		
基幹相談支援センター [※]	既存の 1 か所において継続して運営		

(2) 意思疎通支援事業

見込み量設定の考え方

手話通訳者・要約筆記者の設置、派遣については、聴覚障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。今後も聴覚障がいのある人が日常生活において、必要性の高い場面で円滑に対応できるよう、事業を推進していきます。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者数	2 人	2 人	2 人
実派遣件数	388	434	480

(3) 日常生活用具給付事業

見込み量設定の考え方

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①介護・訓練支援用具	7 件	10 件	13 件
②自立生活支援用具	11 件	13 件	16 件
③在宅療養等支援用具	11 件	13 件	16 件
④情報・意思疎通支援用具	12 件	14 件	16 件
⑤排泄管理支援用具	1,249 件	1,255 件	1,261 件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件	1 件	1 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	2 件	2 件	2 件

※年間延べ件数

(4) 手話奉仕員養成・研修事業

見込み量設定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を進めます。実利用見込み者数については、これまでの実績や講習会に適正な規模等を考慮して見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成・研修事業	20 人	20 人	20 人

※年間受講者数

(5) 移動支援事業

見込み量設定の考え方

移動支援事業については、アンケート調査やヒアリング調査において、サービスの利用ニーズが高まっているなか、希望時に利用することができない状況にあるとの意見が多くみられます。円滑にサービスを利用できるよう、事業を推進していきます。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	事業所数	28 か所	28 か所
	時間	6,621 時間	6,937 時間
	利用者数	647 人	678 人

※委託事業者数、年間延べ時間数、年間延べ利用者数

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

見込み量設定の考え方

働くことが困難な障がいのある人が日中の活動の拠点の場として、地域活動支援センターは重要な役割を担っており、今後も事業が安定的・継続的に実施できるように支援する取組を行います。

実利用見込み者数は、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や特別支援学校※卒業生等の新規利用者を考慮して見込みました。

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業	事業所数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	1,557 人	1,652 人	1,747 人

※委託事業者数、年間延べ利用者数

(7) 理解促進研修・啓発事業

見込み量設定の考え方

理解促進研修・啓発事業については、だれもが安心して暮らせる地域社会をめざし、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、事業の展開を検討していきます。

(8) 自発的活動支援事業

見込み量設定の考え方

自発的活動支援事業については、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(9) その他のサービス

見込み量設定の考え方

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に提供するとともに「栗東市障がい福祉のてびき」でサービス周知を図り、利用を促進します。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援	159 人	165 人	171 人
訪問入浴サービス事業	3 人	3 人	3 人
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	702 人	742 人	782 人
点字・声の広報等発行事業	10 人	10 人	10 人
生活行動訓練事業	16 人	18 人	20 人
芸術・文化開催事業	8 人	8 人	8 人

※年間実人数

ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

3. 障がい児支援サービスの見込み量（障がい児福祉計画）

（1）障がい児通所支援サービス

見込み量設定の考え方

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査やヒアリング調査等で障がい児の保護者からの利用ニーズが拡大していることや、障がい児数が増加していることを考慮すると、今後も拡大されることが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々のサービスについてみると、児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や今後、障がいの早期発見への取組体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や特別支援学校[※]に在籍する児童数や今後の特別支援学級[※]数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児童の動向を踏まえつつ、サービス利用状況およびサービス供給体制を考慮し、サービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、現状では実施されていないものの、成果目標に掲げたとおり、平成 32 年度末までに支援を利用できる体制づくりをめざすものとし、平成 32 年度からのサービス提供を見込みます。

居宅訪問型児童発達支援[※]については、障害者総合支援法[※]の改正により、平成 30 年 4 月から新たに創設されるサービスであり、平成 32 年度からのサービス提供をめざします。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	2,326 人日	2,408 人日	2,490 人日
	61 人	63 人	65 人
放課後等デイサービス	14,567 人日	15,368 人日	16,008 人日
	91 人	96 人	100 人
医療型児童発達支援	286 人日	286 人日	286 人日
	4 人	4 人	4 人
保育所等訪問支援	-	-	18 人日
	-	-	3 人
居宅訪問型児童発達支援※	-	-	6 人日
	-	-	1 人

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

(2) 障がい児相談支援

見込み量設定の考え方

障がい児相談支援については、今後も障がい児の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障がい児の多様なニーズに対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や支給決定者等を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援	127 人	130 人	133 人

※年間実人数

第5章 計画の推進

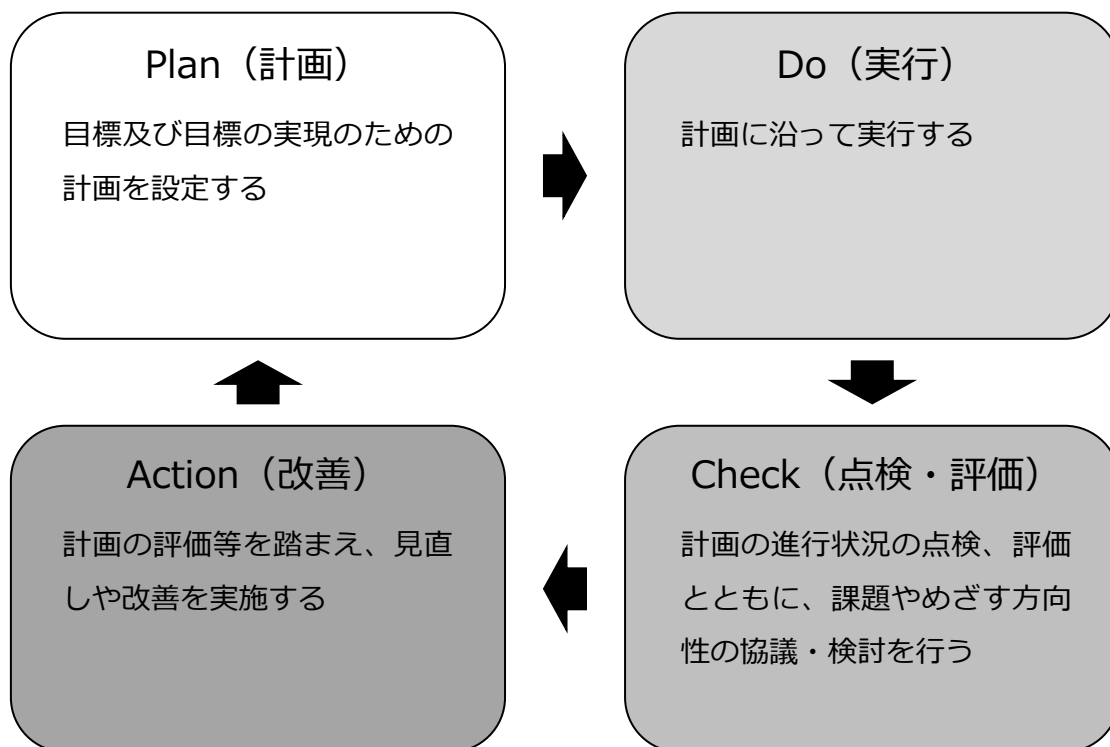
1. 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。そのため、計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があります。

計画の進行管理においては、PDCA サイクル[※]の手法を活用することとし、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行い、さらに、毎年「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込み量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会[※]と連携を図り、計画を推進していきます。

■ 計画の進行管理の PDCA サイクル[※]



第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）及び児童福祉法第33条20第1項の規定による栗東市障がい児福祉計画を一体的なものとして第5期障がい福祉計画を策定するため、栗東市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第4期障がい福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第5期障がい福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他障がい福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・機関を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第5期栗東市障がい福祉計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属		委員名
学識経験者	龍谷大学社会学部教授		委員長 村井 龍治
関係団体を 代表する者	市内事業所 代表	しがなんれん作業所 所長	原 和子
		くりのみ作業所 所長	河村 一昭
	障がい者 団体代表	栗東市障がい児者父母の会 会長	大屋 和代
		栗東市手をつなぐ育成会	仲川 久子
	関係団体	守山・栗東障害者相談支援センター みらいく 相談支援専門員	太田 珠美
		精神障害者地域生活支援センター 風 所長	黒木 稔
		栗東市社会福祉協議会 会長	副委員長 黒田 元吾
		栗東市自治連合会 副会長	大角 實
		栗東市民生委員児童委員協議会連合会 葉山東学区民生委員児童委員協議会 会長	長谷川 すみ子
		湖南地域障害者就業・生活支援センター りらく センター長	林 博之
関係行政 機関の職員	草津公共職業安定所 上席職業指導官		稲田 晃一
	滋賀県南部健康福祉事務所 次長		小西 文子

策定経過

開催日	内 容
平成29年7月18日	第1回 第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・第4期栗東市障がい福祉計画の目標と実績の状況
平成29年8月5日～ 8月21日	アンケート調査実施
平成29年10月23日	第2回 第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査の結果について ・第5期等栗東市障がい福祉計画（素案）の成果目標、障がい福祉サービス [※] 等の見込量について
平成29年11月28日	第3回 第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・第5期栗東市障がい福祉計画（案）について
平成29年12月25日～ 平成30年1月19日	パブリックコメントの実施
平成30年2月6日	第4回 第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの報告 ・第5期栗東市障がい福祉計画（案）最終確認について

用語解説

あ行

アスペルガー症候群

知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

一般相談支援

2012（平成24）年4月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法への法改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

居宅訪問型児童発達支援

発達支援を受けることができるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。重度の障がいのある児童であって、児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象となる。

グループホーム

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する

「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

さ行

就労移行支援

65歳未満の障がいのある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

就労定着支援

就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言などを行う。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となる。

障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、2013年6月に制定され、一部の附則を除き2016年4月1日から施行された。国連の「障害者の

権利に関する条約」(略称「障害者権利条約」)の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としている。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がいのある人の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練を行う事業。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。

自立生活援助

地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行う。障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用して障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となる。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た行

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

PDCA サイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

第5期栗東市障がい福祉計画

策定／平成30年3月

発行／栗東市福祉部障がい福祉課

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL 077-551-0113

FAX 077-553-3678

E-MAIL shogai@city.ritto.lg.jp